

議場の多目的利用の考え方

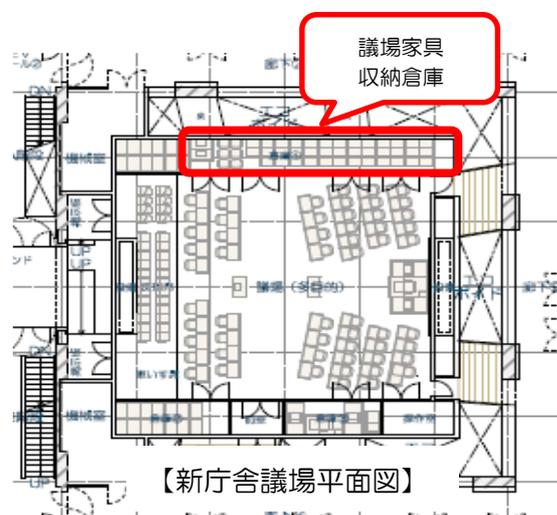
新庁舎における議場の多目的利用に関する運用について、施設を管理する議会事務局と議会閉会中における施設の利用に関する協議調整を行い、多目的利用に関する考え方を整理した。

1 議場の多目的利用に関する審議会の意見【市民に開かれた議場機能】

新庁舎施設整備等審議会による答申においては、議会の傍聴や議会への市民参加と交流、議員間および住民との討論など、コミュニケーション形態に適時対応でき、的確に機能するとともに、議会閉会中における市民に開かれた多目的に利用できる議場づくりを実現するよう意見が出されている。

2 基本設計における議場の考え方

審議会の答申を踏まえ、段差のないフラットな床面により議場を構成し、議場内傍聴席も含めてバリアフリーを徹底するとともに、議会閉会中における多目的な利用を想定し、議場用家具である椅子や机を可動式として倉庫に収納することにより、講演会等の開催が可能なホールとしての機能を確保する。



【千代田区議場写真（参考）】



議場形式配置



議会備品等収納後



可動式デスク

3 議場の多目的利用における目的外使用の可否について

当該施設は、議場としての設置が主たるものであり、議会開催に支障を来す多目的な利用は避ける必要があることから、市民又は市民団体等（以下「市民等」という。）に対する目的外使用（公民館等の公の施設としての取り扱い）については議会運営に支障を来すことが想定されるため、実施しない方向で整理することとする。

議場の多目的利用に関し、議会運営を行う議会事務局の見解は以下のとおりである。

- ・ 議会の開催を最優先に考える施設であり、定例会以外に臨時議会を開催する必要があることを想定しておかなければならず、市民等への施設利用に関する予約の有無にかかわらず、臨時議会の開催が必要な場合は議場として使用することとなり、当該施設が使用できなくなる事態を招き、主催者に混乱を生じさせることになる。
- ・ 会場の設営等について、多目的利用に伴う議場設備の収納や議場形式への復旧を議会事務局で対応するのは困難であるため、利用する側の市民等による議会設備の移動が必要になると想定されるが、備品の棄損、議場内の損傷等の危険性があり、場合によっては議会運営に支障を来す恐れがある。
- ・ 市民等による使用において、備品及び議場内の損傷が確認された際、不特定多数の利用等が想定されることから、原因者の特定に支障を来すなど、賠償責任等の対応が困難となる。

4 議場の多目的利用の範囲

上記3の考え方から、議場を議会以外の催しに利用することに関しては、市又は議会が主催する事業においてのみ活用するものとする。

【具体例】

各種事業の市民説明会、大規模災害時の避難所、年賀式、辞令交付式、職員研修会、講演会、健康診断 など

5 議会開催時におけるフラット議場での課題対応について

● フラット議場におけるメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 議会以外の多目的な利用が可能 (災害時の避難所、市民説明会、辞令交付式等)・ 可動式家具を採用することができ、定数変更への柔軟な対応が可能・ 議場家具の配置しだいで多様な議場レイアウトを構成することが可能・ 段差を設けないことで車椅子等の利用においても支障なく対応が可能・ 議場を多目的に利用でき、新庁舎に別途ホールを設置することがなく、建設費用を抑えることが可能	<ul style="list-style-type: none">・ 後方席（議員席2列目）の視界確保に支障がある・ 議場と傍聴席が近い場合セキュリティの問題がある

《後方席（議員席 2 列目）の視界確保について》

フラット議場を採用している東京都千代田区（平成 19 年 2 月竣工）では、議場のレイアウトが対面式ではあるが、議員席 3 列を配置しているにもかかわらず、議員から視界に関する指摘は受けていないとのことであった。

同じく、フラット議場の飯塚市の新庁舎（平成 29 年 2 月竣工）では、議場のレイアウトは従来型で、議員席 3 列となっているが、視界の面で課題があることが指摘されている。

本市の新庁舎においても、多目的利用を想定しフラットな床面を採用することとしているが、既に運用を行っている自治体の状況を参考にするとともに、現碓井庁舎の議場における、議員席の列ごとに 10 センチ程度の段差を設けている状況等を考慮し、議員席 2 列目を床面から 15 センチ程度高くなるよう、机及び椅子に台座を設け、台座ごと可動できる備品で対応するとともに、1 列目の席の間に 2 列目の席が配置されるよう座席配置を工夫することで、現在の議場と同様の視界を確保できるよう対応を図ることとする。

《議場と傍聴席に関するセキュリティについて》

現碓井庁舎の議場における傍聴席と議員席との距離を基準に、95 センチ程度の距離を確保し、傍聴席と議員席の仕切りについては、高さ 70 から 90 センチ程度のガラス板等を設置することで、容易に傍聴席から乗り出す等の行為ができないよう、議場内のセキュリティを確保する対応を図ることとする。

